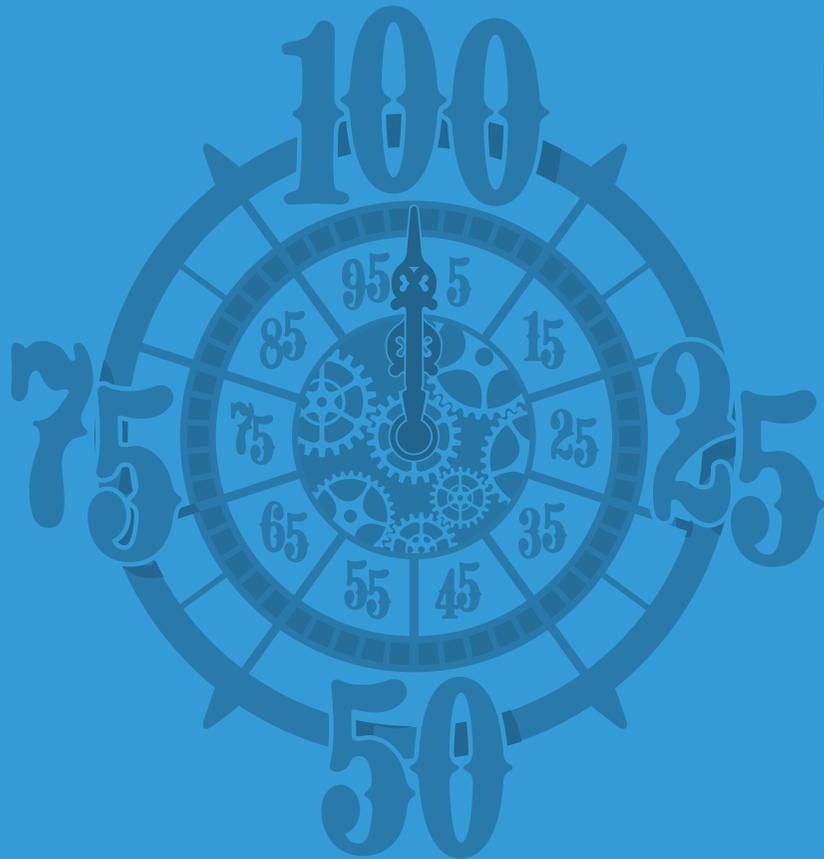


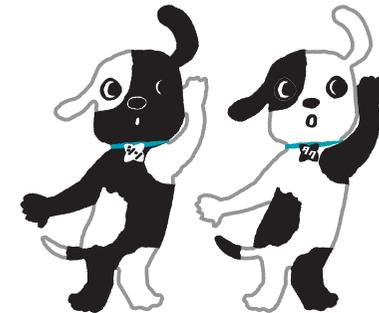
三井住友信託銀行 コンサルティング プラン

CONSULTING PLAN



「ご退職時」にお伝えしたい “そなえ”のポイント

- P.1 セカンドライフをイメージしてみましょう
- P.2 まずは、収支と貯蓄の変化を確認しましょう
- P.3 具体的な、セカンドライフの収支の見通しは？
- P.4 セカンドライフの主な収入、公的年金を確認しましょう
- P.5 公的年金の受け取り方は工夫することができます
- P.6 想いを実現するには「資産の色分け」が重要です
- P.7 必要な「そなえ」へ見直し、最適化しましょう
- P.8 心身の不調時の「資金管理」の検討ポイント
- P.9 必要な時期に応じて「ふやす」対策も変わります
- P.10 税制優遇制度を活用した“ふやす”対策
- P.11 不動産はセカンドライフの重要な検討ポイントです
- P.12 退職金の受け取り後は、住宅ローン繰上返済？資産運用？
- P.13 相続など将来のことでよくあるご相談
- P.14 今後見直し・確認していきたいこと
- P.15 ワークシート



01

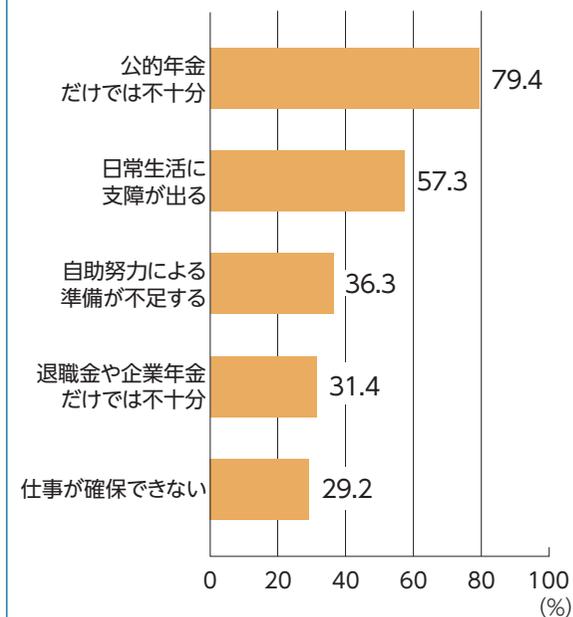
セカンドライフをイメージしてみましよう

大切にしたい「思い」と「家族構成」が、セカンドライフを考えるうえで重要なポイントです

これから大切にしていきたいこと



老後に対する不安の内容(上位5項目)



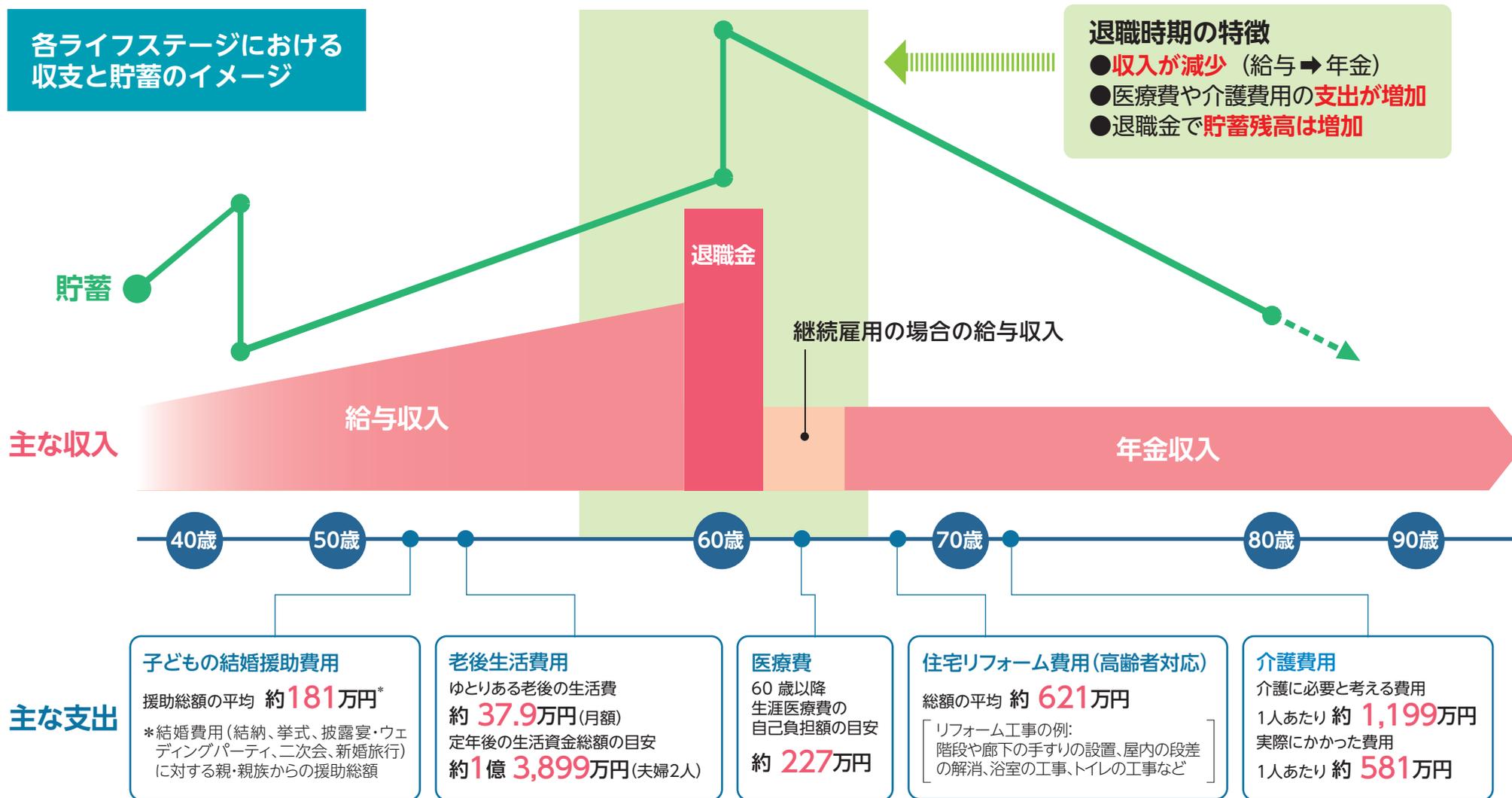
ご家族や友人のこと

- 親
- 配偶者
- 子ども(未成年 人、成年 人)
- 孫(人)
- 兄弟(人)
- ペット
- 他()

02

まずは、収支と貯蓄の変化を確認しましょう

想いを実現しながら、貯蓄を長持ちさせる工夫を考えることがポイントです



データの出所等については、P.16以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

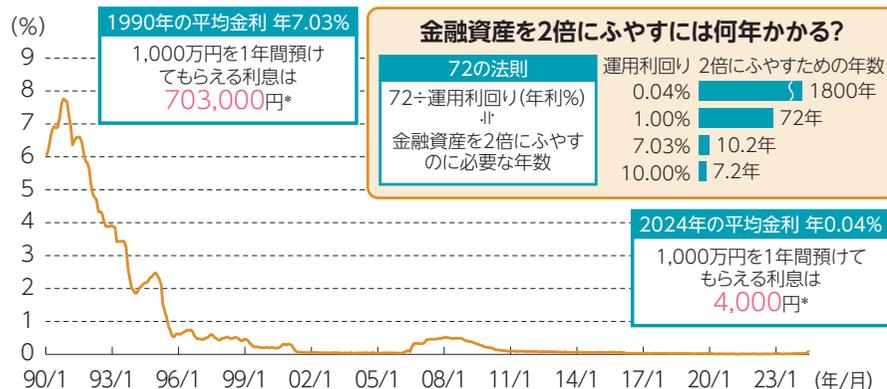
03

具体的な、セカンドライフの収支の見通しは？

退職による収入の変化に加え、外部環境の変化にも留意が必要です

図1 定期預金金利の推移

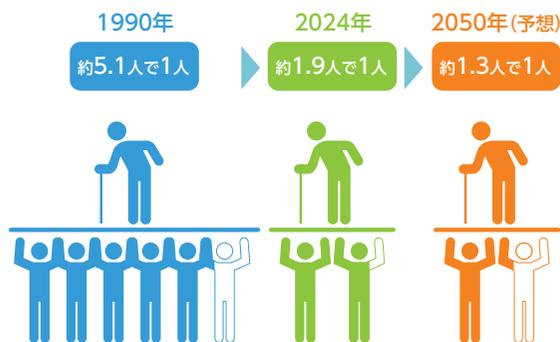
(1990年1月～2024年6月)



*税金・手数料等を考慮していないため、実質的な運用成果を示すものではありません。

図2 年金制度

◆ 公的年金受給者と現役世代の割合*

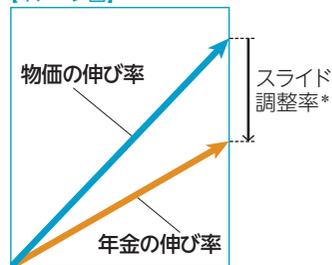


*20～64歳を現役世代、65歳以上を年金受給者として算出

◆ マクロ経済スライドによる調整

将来の現役世代の負担が過重なものとならないよう、物価の伸び率よりも低く抑えられます

【イメージ図】

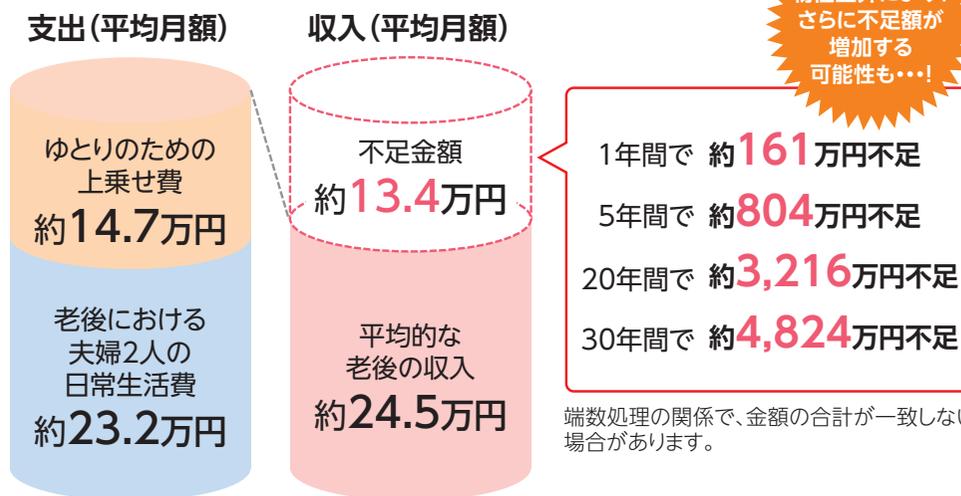


*賃金や物価の伸び率から、現役の被保険者の減少と平均余命の伸びに応じて算出

図3 現在60歳の方が長生きされる割合(年齢別)

80歳まで長生きされる方	男性 68%	女性 85%
90歳まで長生きされる方	男性 28%	女性 52%

図4 ゆとりある生活に必要な資金と不足金額



収支の見通しによってセカンドライフに向けての対策が変わります。次ページの「資産の色分け」を通じて、お考えに合わせた最適な対策を取りましょう!



データの出所等については、P.16以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

04

セカンドライフの主な収入、公的年金を確認しましょう

公的年金はセカンドライフの主な収入源となります。基本的な仕組みと年金額の目安を把握しましょう。

年金制度の体系図



* iDeCo(個人型確定拠出年金)は、任意で申し込むことにより公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。加入している年金制度等によって、加入要件や掛金の上限額等が異なります。

ねんきん定期便の確認方法



赤枠部分に、65歳以降に受け取る老齢基礎年金と老齢厚生年金の1年間の受取見込み額が記載されています。

年金額シミュレーション

夫婦2人分の老齢基礎年金(満額)を含む標準的な老後の年金は月額約23.0万円です。ご自身が受給できる年金額の目安を確認してみましょう。

老齢基礎年金 $81万6,000円^{*1} \times 保険料納付済月数 \div 480カ月(40年間)$

+

老齢厚生年金 $平均標準報酬額 \times 5.481 \div 1,000 \times 被保険者期間の月数$

◆老齢年金早見表(月額)

加入期間	自営業者等 (老齢基礎年金)	会社員・公務員等 (老齢基礎年金+老齢厚生年金*2)		
		平均年収 500万円	平均年収 700万円	平均年収 1,000万円
25年	約4.2万円	約9.9万円	約12.2万円	約15.6万円
30年	約5.1万円	約11.9万円	約14.6万円	約18.8万円
35年	約5.9万円	約13.9万円	約17.1万円	約21.9万円
40年	約6.8万円	約15.9万円	約19.5万円	約25.0万円

・再評価率については加味せず ・乗率は、平成15年4月以降のものを一律適用

*1 昭和31年4月2日以後生まれの方の老齢基礎年金の満額。 *2 給与の4カ月分の賞与がある前提とし、平均年収の12分の1を年金額計算上の平均標準報酬額とみなして簡易的に老齢厚生年金を算出しています。

公的年金の受け取り方は工夫することができます

働く期間の延長などにより、すぐに公的年金を生活費に充てる必要がない場合などは、公的年金の繰下げをすることで受取額を増やすことができます。

公的年金の繰り下げ受給

公的年金の受取開始年齢は、原則65歳からですが、60歳から75歳の間で、「繰上げ」または「繰下げ」で受け取ることが可能です。

支給減額 ↓ $\langle \Delta 0.4\% \times \text{繰上げ月数} \rangle$

65歳

支給増額 ↑ $\langle +0.7\% \times \text{繰下げ月数} \rangle$

60歳 繰上げ (最大60カ月)

繰下げ (最大120カ月) 75歳

例 ●60歳から受け取る場合、**24%の減少**

- 70歳から受け取る場合、**42%の増加**
- 75歳から受け取る場合、**84%の増加**

- 【繰上げ】の留意点
- ① 原則、老齢基礎年金と老齢厚生年金をセットで繰上げ
 - ② 受給を開始すると、取消しや変更はできない
 - ③ 繰上げ受給すると障害基礎年金は受給できない
 - ④ 65歳になるまで遺族厚生年金との併給ができない
 - ⑤ 在職中の場合、在職老齢年金の仕組みにより老齢厚生年金が支給停止となる場合あり など

- 【繰下げ】の留意点
- ① 老齢基礎年金と老齢厚生年金は個別に繰下げ可
 - ② 繰下げ待機中であれば、取消しや変更ができる
 - ③ 加給年金と一緒に繰下がるが、増額されない
 - ④ 遺族年金、障害年金の受給権者となった時点以後は繰下げ請求できない(その時点で増額率が固定)
 - ⑤ 65歳以降も在職中の場合、在職老齢年金の仕組みにより支給停止となっている部分は、繰下げ増額の対象とならない など

仮に70歳まで繰下げた場合の年金額は?

65歳時点の公的年金 (月)
 万円

×

支給率
 %

ご自身の年金で
 試算して
 みましょう!

||

繰下げ後の公的年金 (月)
 万円



総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計額が一定額を超える場合、年金額の一部もしくは全部が支給停止されます。また、繰下げ待機期間(年金を受け取っていない期間)は、加給年金額や振替加算を受け取ることができません。また、繰上げ・繰下げ受給した場合の損得の分岐表の金額は、年金受給額が生涯に向けて変わらない前提での単純計算値です。繰下げ・繰上げの選択は年金事務所等にご相談の上ご判断ください。

繰上げ・繰下げ受給した場合の損得の分岐年齢

【例】65歳で200万円の老齢年金を受給できる方

年金受給開始年齢	受給額(年額)	年金の受け取り総額						損得分岐年齢 (65歳から受給開始した場合との比較)	
		65歳まで	70歳まで	75歳まで	80歳まで	85歳まで	90歳まで		
繰上げ	60歳	152万円	760万円	1,520万円	2,280万円	3,040万円	3,800万円	4,560万円	81歳以上長生きすれば 損
原則支給	65歳	200万円	—	1,000万円	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円	
繰下げ	70歳	284万円	—	—	1,420万円	2,840万円	4,260万円	5,680万円	82歳以上長生きすれば 得
	75歳	368万円	—	—	—	1,840万円	3,680万円	5,520万円	87歳以上長生きすれば 得

受給開始年齢 +21年

受給開始年齢 +12年

上記の金額は年金受給額が将来に向けて変わらない前提での単純試算値です。繰上げ、繰下げの選択は年金事務所等にご相談の上ご判断ください。

06

想いを実現するには「資産の色分け」が重要です

不動産(リフォーム・住み替え)には
48%のご退職者が興味あり!

つかう



健康のために
使いたい



リフォームを
検討中、不動産の
対策も考えたい



▶ 詳細はP.11へ

お若くても29%のご退職者が興味あり!

のこす



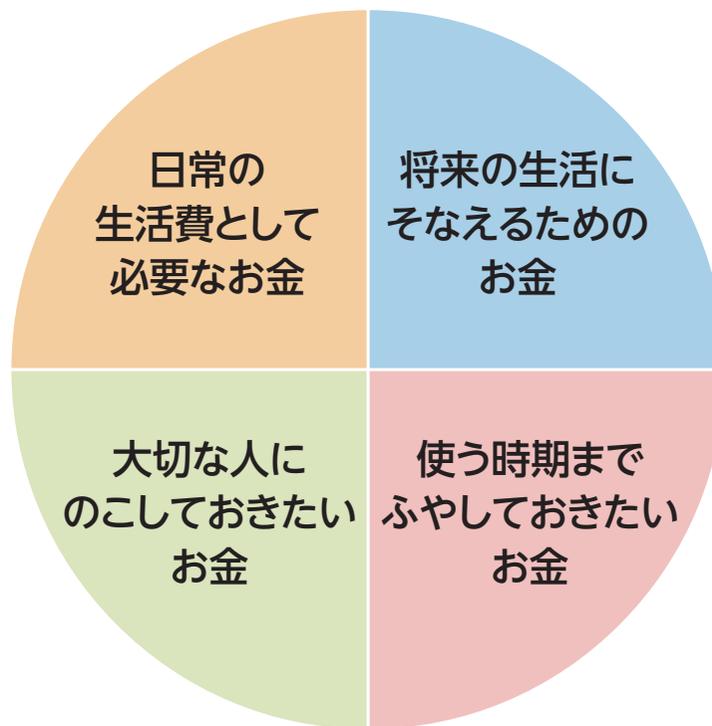
財産の遺し方に
不安がある・
そなえたい



スムーズに資産を
承継したい



▶ 詳細はP.13へ



73%とご退職者が最も興味あり!

そなえる



介護になったとき
が心配



家族に負担を
かけたくない



▶ 詳細はP.7へ

将来の選択肢が増える大切な項目のため
65%のご退職者が興味あり!

ふやす



自分の老後資産の
準備がしたい



年金の補完を
図りたい



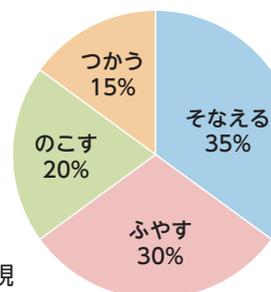
▶ 詳細はP.9へ

資産の色分け例



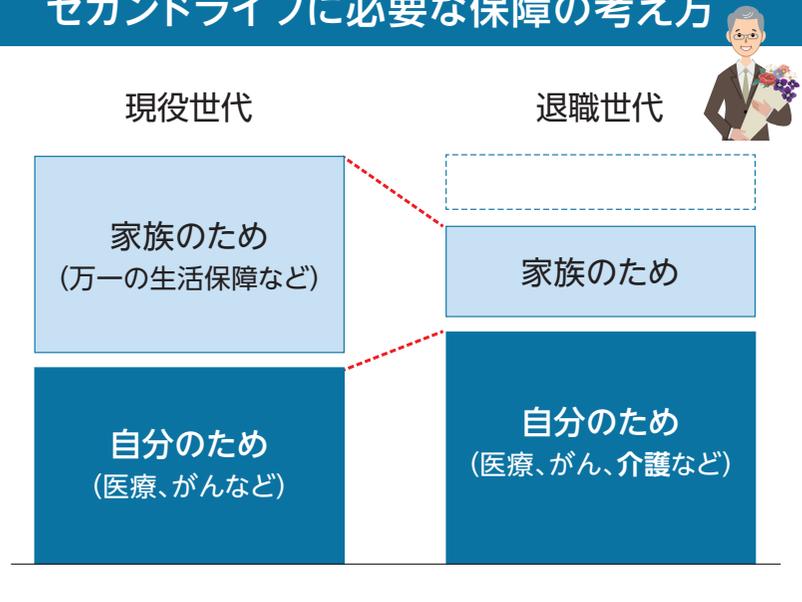
男性・60歳
妻(55歳)、長女
の3人暮らし。
長男は結婚して
独立。

【想い・お考え】
充実した
セカンドライフに
向けて
「ふやす」と、
老後の介護に
「そなえる」を重視



07 必要な「そなえ」へ見直し、最適化しましょう

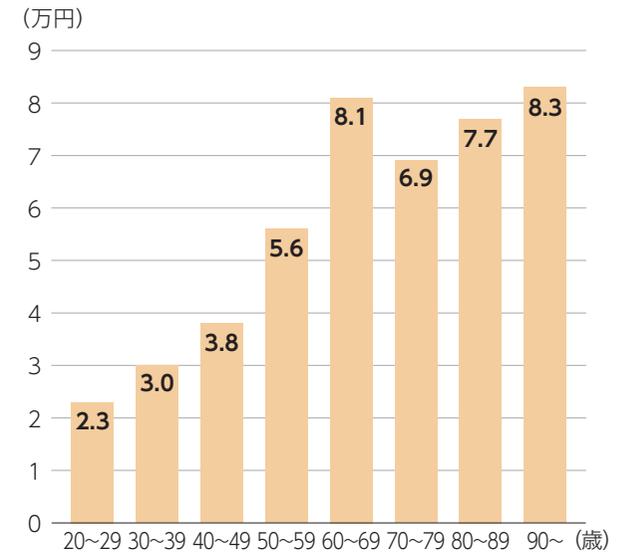
セカンドライフに必要な保障の考え方



現在のご加入状況は？

- 医療保険
- 介護保険
- 終身保険
- その他
- がん保険
- 定期保険
- 火災保険

図5 年齢別の1人あたり年間医療費 (自己負担額)



1つでも該当したらご相談ください

- 仕事が忙しくて長い間見直しをしていない
- 加入している保険の内容を覚えていない
- 家族のための保障内容に偏っている
- 介護のことは考えたことがなかった
- 住宅ローンの完済を予定している

ライフステージごとに必要な保障内容や期間は変化します。

「何かあった時のため」にご自身にあったそなえの準備ができているかを確認しましょう！



保障ハンドブック

さまざまな保障や制度の特徴を確認できる資料をご用意しています。



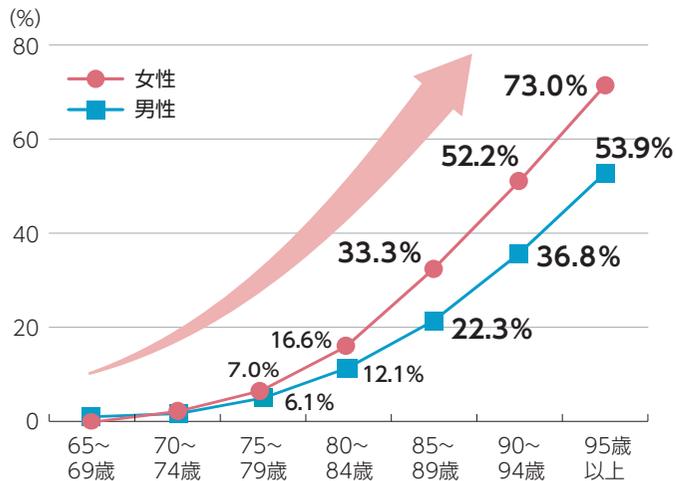
データの出所等については、P.16以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

心身の不調時の「資金管理」の検討ポイント

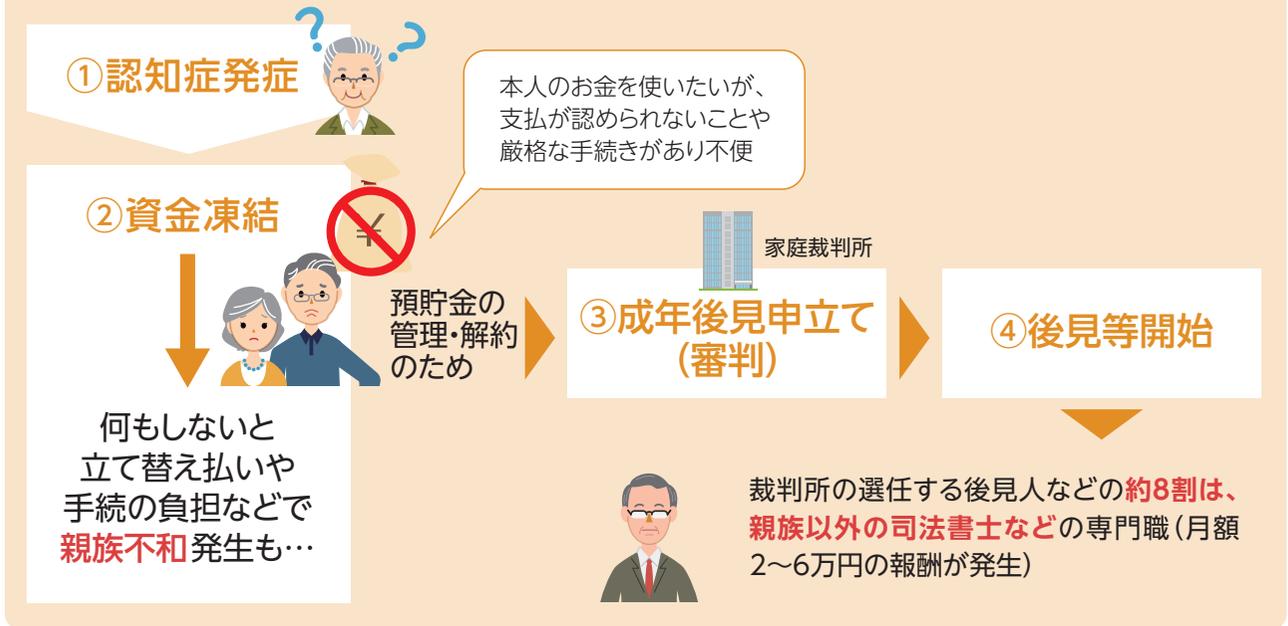
もし、ご自身での資産管理が難しくなった場合、どうされますか？

- A. 決めていない、考えたことがない
- B. 問題ない(なんとかなる)と思う
- C. 弁護士・司法書士などに任せる
- D. 身近な親族に任せる

図6 認知症有病率



A・Bは、結果的にCとなる場合が多くあります



Dも、お元気なうちに対策をとっておかないと、Aと同様となります

具体的な方法の例

資金を信託し「支払手続きの代理人」として親族を指定

他制度と比べた信託の特徴など、さまざまな財産管理の方法を比較できる資料をご用意しています。

考えてみよう! これからのマネープラン

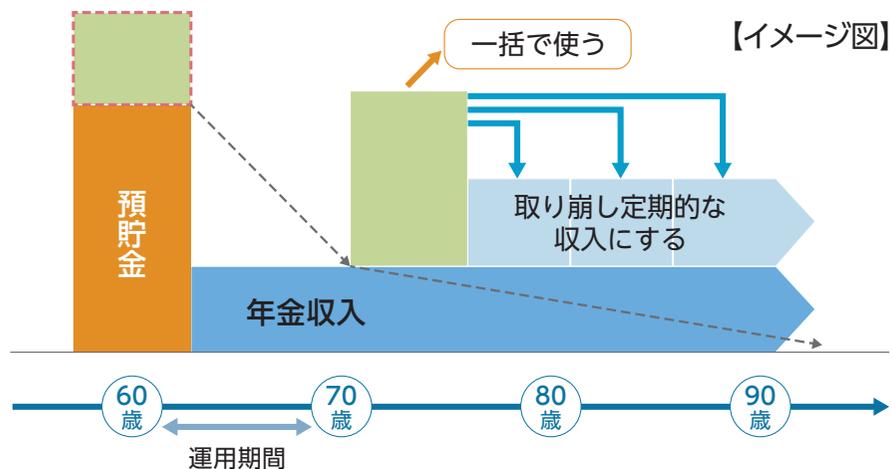
データの出所等については、P.16以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

09

必要な時期に応じて「ふやす」対策も変わります

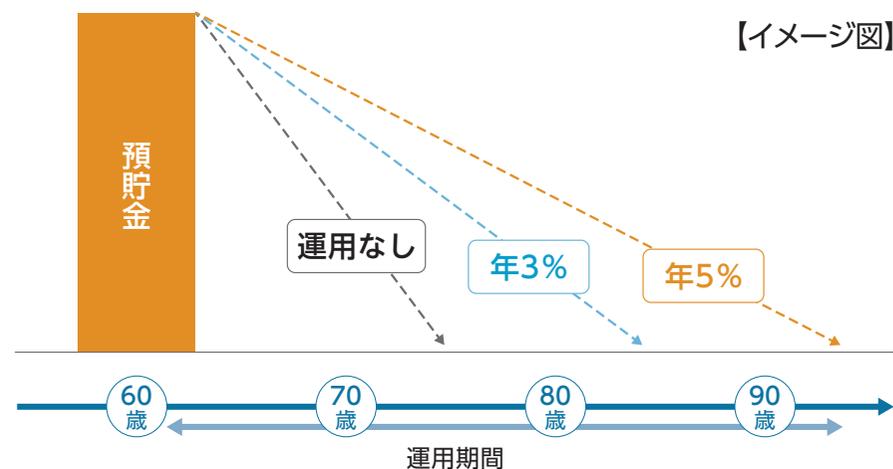
1. 将来に向けて今ある資産をふやす

目的や必要とする金額を定め、将来に向けて一定期間据え置き、適切な方法によってゴールを目指す



2. 取り崩しの傾きを緩やかにする

収支の状況を確認し、必要な資金を取り崩しながら運用を行う



スマートライフデザイナー

三井住友信託銀行アプリ「スマートライフデザイナー」なら、ご自身でシミュレーションいただくことができます

- STEP1** ご自身やご家族の情報を入力
- STEP2** 職業・収入・住まいの状況を入力
- 完成!** 収支グラフやキャッシュフロー表の完成!

さらに! 6つの詳細項目を追加入力し自分流にカスタマイズ

ポートフォリオナビ

簡単な質問に答えていただくと、お客さまに合った運用プラン(いつ・どのよう・どの商品で)をご案内いたします



税制優遇制度を活用した“ふやす”対策

資産形成では税制優遇制度を活用することも重要です。NISA制度や生命保険料控除、iDeCoの制度について確認し、ご自身にあった制度の利用を検討してみましょう。

主な税制優遇制度を比較

		個人型確定拠出年金 (iDeCo)			NISA制度	個人年金保険
税 メ リ ッ ト	買付(拠出)/ 申込時	掛金全額所得控除			—	生命保険料控除
	運用時	運用益非課税*1			運用益非課税	—
	売却(受取)時	退職所得控除または公的年金等控除が適用				
利 用 条 件	利用できる人	65歳未満			18歳以上*4	—
		第1号被保険者 (自営業等)	第2号被保険者 (会社員、公務員等)	第3号被保険者 (専業主婦(夫)等)	国内居住者	—
	買付(拠出)額 の上限	月額6.8万円*2	月額1.2万円～ 月額2.3万円*3	月額2.3万円	生涯非課税投資枠 1,800万円 (うち成長投資枠は 最大1,200万円まで)	—
	受取時の条件	原則60歳まで払い出し不可			いつでも 払い出し可	原則満期時 受取開始
	口座開設の 制限	1人1口座のみ			1人1口座のみ	—

*1 資産残高に対して別途特別法人税が徴収されますが、2024年8月現在では課税が凍結されています。

*2 国民年金付加保険料または国民年金基金の掛金との合算枠。

*3 会社に企業年金がない会社員は月額2.3万円。企業型確定拠出年金に加入しており、会社に他の企業年金がない会社員は月額2万円、企業型確定拠出年金に加入しており、会社に他の企業年金がある会社員は月額1.2万円ですが、企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の同時加入は、企業型確定拠出年金においてマッチング拠出を実施していない場合に限り可能です(2024年12月1日から月額2万円)。企業型確定拠出年金に加入していないが、会社に企業年金がある会社員は月額1.2万円、公務員等は月額1.2万円(2024年12月1日から月額2万円)。

*4 NISA口座を開設する年の1月1日において18歳(1月2日がお誕生日の方を含みます)以上の方が利用できます。

「生命保険料控除」

契約が2012年1月1日以降の保険契約の場合

控除の種類	控除限度額 (各種類の年間の 支払保険料が それぞれ 8万円以上の場合)		対象となる主な 保険商品	生命保険料 控除の 利用状況
	所得税	住民税		
一般生命保険料控除	40,000	28,000	終身保険など	69.1%
介護医療保険料控除	40,000	28,000	医療保険など	56.1%
個人年金保険料控除	40,000	28,000	個人年金保険など	16.5%
全体(3つの控除合計)	120,000	70,000	—	73.4%

※控除の種類は商品によって異なります。詳細はパンフレット・約款などをご確認ください。

ご存じ
ですか?

生命保険を活用した資産形成の工夫

生命保険は、一定の条件のもと生命保険料控除を受けることができます。その中の一つである個人年金保険は、将来に向けての資金を準備するのに適した仕組みですが、**約17%**の人にしか活用されていません。資産形成の方法の検討時には、税制のメリットもあわせて検討しましょう。

11

不動産はセカンドライフの重要な検討ポイントです

不動産の売買や有効活用、ハウスメーカー・リフォーム業者の紹介や物件選びのお手伝い、ローンのご相談まで幅広くサポートさせていただきます!



現在のお住まいについてお聞かせください

- 持ち家
 賃貸
 単身・夫婦で住んでいる
 家族(子ども・親)と住んでいる

お住まいを今後どうされたいですか?

- A.現在の住まいに住み続けたい
 B.住み替えを検討したい



B

建物の老朽化対策は…?

- リフォーム・リノベーションによる住宅性能の向上
- バリアフリー化
- 耐震性の補強

❗ 状況に応じて、Bも検討しましょう

図7 一般的なリフォーム箇所と費用(目安)

	リフォーム箇所	費用
水回り	部品交換	15万円～
屋根	増張り/葺き替え	140～180万円
外壁	表面塗装/増張り	60～250万円
	タイル洗浄/目地打ち替え	60～80万円

何を重視されますか?



- 立地
 価格
 契約時期
 コミュニティ
 利便性
 防災・防犯

ご検討例

- 住まいと暮らしのダウンサイジング
 将来にそなえたシニア施設への入居
- 立地や利便性を優先した住まい(駅近マンション)への住み替え
 - 充実したサービスやイベントがある施設を選ぶ
 - 子どもの近くへ転居、二世帯住宅の建築
 - 介護、病気、認知症にそなえられる施設を選ぶ

ご自宅以外の不動産についてお聞かせください

- 保有していない
 保有している(収益不動産、更地、駐車場、空き家など)
 相続しそうな親の物件がある
 収益不動産に興味がある

ご自宅以外の不動産にこんな期待やお悩みはありませんか?

- 固定資産税の負担や収益性の低さが気になる
 空家の管理が面倒
 老後に向けた安定収入が欲しい
 不動産の相続に関心がある

データの出所等については、P.16以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

12 退職金の受け取り後は、住宅ローン繰上返済?資産運用?

よくいただくお声



退職金が入りまとまった手元資金ができたから、住宅ローンを完済したい



住宅ローン控除が終わったから、住宅ローンを一部繰上返済しようかな



住宅ローンの金利が上昇することを見据えて、どう返済していけばいいのかな



手元資金を減らすのは怖いから、温存しながら資産運用してみたいな

お客様の状況に近いものをチェックしてください

- 手元資金に余裕があるので、運用もあわせて考えたい
- 借入中の住宅ローンに疾病保障がついている
- 住宅ローン以外の保険(生命保険・医療保険等)の内容が充実している
- 住宅ローンの金利動向やご退職後の収支の変化などが気になっている

検討ポイント 家計と住宅ローン返済とのバランスを確認

借り入れを続ける	繰上返済する
<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 団体信用生命保険や疾病保障による死亡・疾病時の保障✓ 手元資金を活用した将来のための運用	<p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 債務圧縮による心理的負担の軽減✓ 利息の支払い総額を抑制
<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 利息の支払いが継続✓ 返済に対する心理的負担の継続	<p>デメリット</p> <ul style="list-style-type: none">✓ 死亡・疾病リスクの高まりに反し、ローン付帯の保障がなくなる✓ 手元資金が減る

13 相続など将来のことでよくあるご相談

親御さまのこと

- 親が詐欺被害に遭わないか心配
- 親の介護のことが気になる
- 親の相続のことが気になる



ご本人さまのこと

体力・判断力低下へのそなえ

- 将来、詐欺被害に遭いたくない
- 家族に迷惑をかけないように介護費用を確保したい
- 判断力が低下した際にも資金を払い出したい



万一が起きたときへのそなえ

身の回りのこと

- 部屋の片づけは身内よりもプロの業者に任せたい
- デジタル遺品を消去してほしい
- ペットを託す先を決めておきたい
- 自分の想いを書き残しておきたい



財産のこと

- 特定の人に特定の財産を遺したい
- 家族が揉めないか心配
- 財産を遺したい法定相続人がいない



負担のこと

- 相続人に手続きや資金面で迷惑をかけたくない

さまざまな対策があります

介護費用の
準備

財産評価
対策

資産管理
対策

遺産分割
対策

相続手続き
対策

「想い」はさまざまです
想いの実現に向けて、お元気なうちに確認し、
対策しておくことをおすすめします



14

今後見直し・確認していききたいこと

「ご資産」や「家族関係(想い)」の変化に伴い、お客さまのお悩みも刻々と変わっていきます
当社では、半年に1回、1年に1回と、定期的なご相談の機会をいただき、お悩みの解決に役立ちたいと考えています

豊かなセカンドライフの実現

検討 解決済み



- 老後資金が不安であり、資産運用を始めたい
- 今後も働くので、お金の管理に時間が取れない
- 趣味や社会貢献活動などアクティブに行動したい

不動産について

検討 解決済み



- リフォームや住み替えをしたい
- 退職金を使わず、ローンを組みたい
- 相続した空き家を売りたい
- 住宅のそなえ(火災保険等)を確認したい

親や子どもへの気持ち

検討 解決済み



- 親の認知力の低下が心配
- 孫や子どもを応援するための非課税贈与をしたい
- 相続対策をしたい

病気や介護へのそなえ

検討 解決済み



- 保険を見直したい
- 病気にそなえたいが保険料が心配
- 介護費用が不安
- 認知症になった場合のお金の管理が不安



ご年齢を重ねるにつれて気になる項目も変化します
定期的に確認していきましょう!

STEP1 保有資産や退職金制度などの金額を確認

金融資産

預貯金	万円
保険	万円
運用商品	万円

内訳	
投資信託	万円
有価証券	万円
外貨建資産	万円
その他	万円

不動産・負債など

自宅	万円
自宅以外不動産	万円
その他資産	万円
負債 (住宅ローン・アパートローンなど)	万円

退職金制度など

退職一時金	万円
DC	万円
DB	万円

STEP2 退職後の収支をイメージ

$$\left[\begin{array}{c} \text{公的年金} \\ \text{万円/月} \end{array} - \begin{array}{c} \text{生活費} \\ \text{万円/月} \end{array} \right] \times 12\text{か月} \times \text{老後40年間} = \text{セカンドライフの収支} \quad \text{万円}$$

$$\text{セカンドライフの収支} \quad \text{万円} - \left[\begin{array}{c} \text{預貯金} \\ \text{万円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{退職金} \\ \text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{負債} \\ \text{万円} \end{array} \right] = \text{セカンドライフ全体の不足金額} \quad \text{万円}$$

簡易計算結果に加味されていない医療費や介護費、インフレによる支出増加にも注意が必要!

【参考】

老後の収入の例(年金別)

(世帯主が会社員・配偶者が主婦(夫)の場合)

	夫婦二人の期間 (月額)	配偶者一人の期間 (月額)
<input checked="" type="checkbox"/> 会社員(厚生年金・国民年金)	約23.3万円	約13.3万円
<input checked="" type="checkbox"/> 自営業(国民年金)	約13.3万円	約6.5万円

支出のタイプ

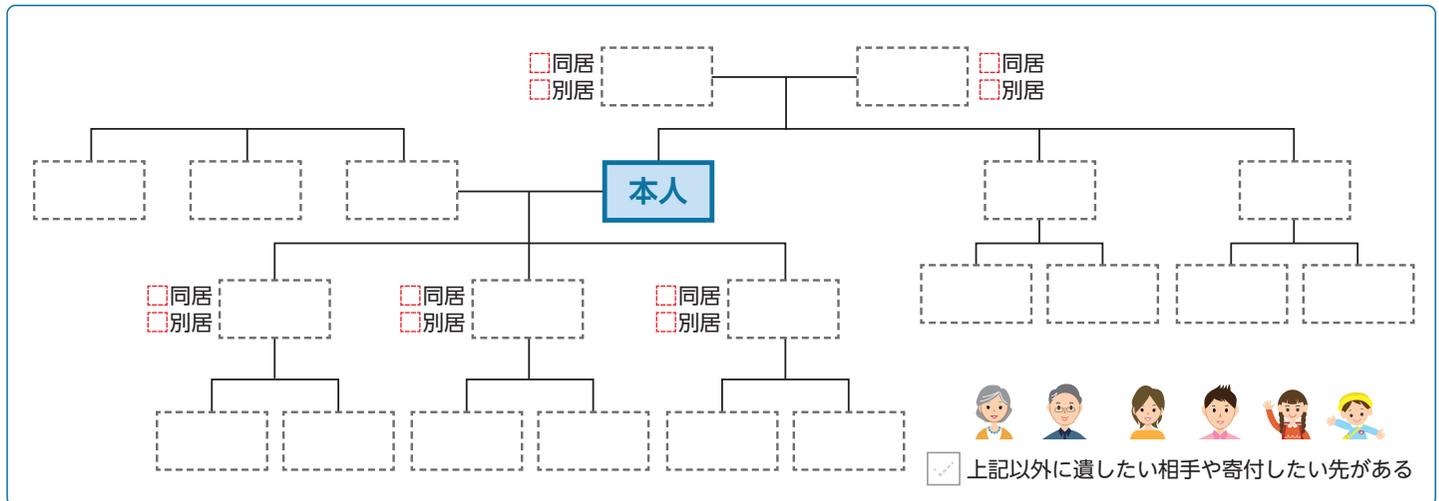
一般タイプ	ゆとりタイプ
平均月額 約23.2万円	平均月額 約37.9万円
年額 約278.4万円	年額 約454.8万円

支出総額の増加率

(毎年2%のインフレが続いた場合)

10年間	111.7%
20年間	123.9%
30年間	137.9%
40年間	154.0%

家系図を作ってみましょう



データの出所等については、P.16以降に掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

トータルソリューションパック



ご退職者さま・ご退職予定者さま向けの特別なプランや、
当社の商品やサービスを組み合わせたご利用により、
お得になるプランをご用意しております。

資産運用のご相談は三井住友信託銀行にお任せください。

トータルソリューションパックや
キャンペーン、おすすめ情報はこちらから▶



各データの出所

- P.1 <これから大切にしていきたいこと>三井住友信託銀行「CXアンケート」(2023年6月実施)より当社作成。<老後に対する不安の内容>(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」より当社作成。
- P.2 <子どもの結婚援助費用>株式会社リクルート「ゼクシィ結婚トレンド調査2023調べ」より当社作成。<老後生活費用>厚生労働省「令和5年簡易生命表」、(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」より当社作成。<医療費>厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和3年度の医療費等の状況～」より当社作成。<住宅リフォーム費用(高齢者対応)>国土交通省「平成25年住生活総合調査」より当社作成。<介護費用>(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」より当社作成。
- P.3 【図1】日本銀行「預金・貸出関連統計」、預入期間1年以上2年未満、預入金額1千万円以上の定期預金平均金利、1989年12月～1993年9月:国内銀行(信託子会社・外銀信託除く)の平均金利、1993年10月～2024年6月:国内銀行の平均金利。【図2】<公的年金受給者と現役世代の割合>総務省「国勢調査報告」「人口推計」(2024年7月)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」をもとに当社作成。<マクロ経済スライドによる調整>日本年金機構ホームページをもとに当社作成。【図3】厚生労働省「令和5年簡易生命表」より当社作成。【図4】<支出>(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」による回答者が必要と考える月額より当社作成。<収入>総務省「家計調査報告(家計収支編)2023年(令和5年)」より当社作成。
- P.4 <年金額シミュレーション>2024年8月現在の公的年金制度をもとに当社試算。
- P.5 <繰上げ・繰下げ受給した場合の損得の損益分岐年齢>2024年8月現在の公的年金制度をもとに当社試算。
- P.6 三井住友信託銀行の「退職金特別プラン」利用時のアンケートより当社作成。集計期間:2019年10月1日～2020年3月31日。
- P.7 【図5】厚生労働省「医療保険に関する基礎資料～令和3年度の医療費等の状況～」をもとに当社作成。
- P.8 【図6】地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 平成24年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等推進事業「認知症の総合アセスメント」より当社作成。<裁判所の選任する後見人の内訳>『最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況～令和5年1月～12月～」』より当社作成。<専門職の費用のめやす>『東京家庭裁判所・東京家庭裁判所立川支部「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成25年1月1日)』より当社作成。
- P.10 <生命保険料控除>国税庁ホームページ「生命保険料控除」より当社作成。2024年8月時点。<生命保険料控除利用状況>国税庁長官官房企画課「令和4年分民間給与実態統計調査結果」より当社作成。※対象は給与所得者のうち納税者。各控除の利用率は、現在の制度分類における集計を基に作成。
- P.11 【図7】一般的な情報をもとに当社作成。記載の費用は大きな目安です。戸建とマンションの別、工事の範囲や部材・設備の仕様等によって異なります。詳しくは専門業者にご相談ください。
- P.15 <老後の収入例(年金別)>(公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド2024年6月改訂」より当社作成。年金額算出条件:<会社員>昭和43年4月生まれ(56歳)。22歳で就職、60歳で退職予定。厚生年金・国民年金ともに38年加入予定。平均年収500万円、年間賞与は全月給の30%。平均標準報酬月額32.1万円、平均標準報酬額41.7万円。妻:昭和47年5月生まれ(52歳)。20歳で就職し、30歳で退職、その後専業主婦。厚生年金に10年、国民

三井住友信託銀行アプリ 無料

アプリで創る、お金のミライ

Smart Life Designer

スマートライフデザイナー



アプリのダウンロードはこちらから▼



家計簿機能

情報提供機能

インターネットバンキング

ライフプランシミュレーション

年金に40年。在職中の平均年収は300万円、年間賞与は全月給の30%。在職中の平均標準報酬月額19.2万円。<自営業>夫:昭和62年4月生まれ(37歳)。大学卒業後、フリーのイラストレーター。国民年金のみ40年納付予定。妻:平成元年4月生まれ(35歳)。大学卒業後、フリーのデザイナー。国民年金のみ38年納付予定。<支出のタイプ>(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」より当社作成。

証券(投資信託・国債)口座に関してご注意いただきたい事項

●当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。

投資信託に関してご注意いただきたい事項

- 投資信託におけるリスクについて
- 投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- 投資信託にかかる費用について
- 投資信託のご購入、換金にあたっては各種費用(申込手数料、信託財産留保額等)が必要です。また、これらの費用とは別に信託報酬と会計監査費用、証券取引に伴う売買委託手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく費用はこれらを足し合わせた金額となります。●これらの費用は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の費用の詳細は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補充書面)等でご確認ください。
- その他重要なお知らせ
- 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。●預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。●ファンドにより、信託期間中に解約のお申し込みができない場合があります。●投資信託をご購入の際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補充書面)」を必ずご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しています。●当社は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

NISA制度(少額投資非課税制度)およびNISA口座のご注意事項

- NISA制度(少額投資非課税制度)およびNISA口座のご注意事項
- NISA口座は、全ての金融機関を通じて一人一口座しか開設できません。(1年単位で金融機関変更可能)●非課税口座開設届出書により開設したNISA口座について、二重開設が判明した場合は買付した投資信託は当初から課税口座で買付けたものとして取り扱われ、当該投資信託から生じる配当所得や譲渡所得等は遡及して課税されます。●NISA口座には、特定累積投資勘定(以下つみたて投資枠)と特定非課税管理勘定(以下成長投資枠)の2つの

勘定が同時に設定されます。年間投資枠はつみたて投資枠は120万円、成長投資枠は240万円までです。生涯に利用できる非課税保有限度額はつみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円)までです。また、非課税保有限度額は購入金額(簿価金額)で管理されます。●当社におけるつみたて投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした長期の積立・分散投資に適した公募株式投資信託のうち当社がつみたて投資枠で投資可として選定したものに限り、また、投資方法は積立投資に限られます。●当社における成長投資枠の対象商品は、一定の条件を満たした安定的な資産形成に適した公募株式投資信託のうち、当社が成長投資枠で投資可として選定したものに限り、上場株式や上場投資信託(REIT・ETF)等は取り扱っていません。●非課税枠で購入した投資信託を売却した後、売却した投資信託が利用していた非課税保有限度額分については翌年以降に再利用することが可能です。ただし、1年間で利用できる投資枠の上限は決まっているため、年間投資枠の上限を超える非課税枠の利用はできません。また、年間投資枠の残枠を翌年に繰り越すことはできません。●NISA口座の損失は税法上ないものとされ、損益通算・繰越控除はできません。また、分配金のうち非課税となるのは普通分配金に限られます。●つみたて投資枠で保有する公募株式投資信託について、当社から信託報酬等の概算値を年1回通知します。また、つみたて投資枠を設けた日から10年後、および以後5年ごとに、当社から、氏名・住所の確認を行います。氏名・住所の確認ができない場合、NISA口座での新たな投資はできません。

生命保険に関してご注意いただきたい事項

●生命保険商品には、各種相場環境等の変動等を要因として投資対象の価格変動等により損失が生じ、お受取金額が投資元本を割り込むおそれがある商品もございます。●また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象外であり、元本および利回りの保証はありません。●お客さまにご負担いただく費用には、「ご契約時にかかる費用」「保険契約関係費用」「運用関係費用」「解約控除費用」「その他費用」がございます。●なお、費用等の合計額・計算方法等については、商品・投資金額・運用状況等によって異なりますので、表示することができません。●リスクおよび費用等の詳細は、各商品の契約締結前交付書面またはお客さま向け資料をよくお読みください。

不動産について

お客さまのご依頼により三井住友トラスト不動産(株)を紹介させていただく場合があります。三井住友トラスト不動産(株)は三井住友トラストグループの不動産仲介会社で、当社と連携して不動産にかかわる各種サービスを提供しております。価格査定は、不動産の鑑定評価に関する法律にもとづく不動産の鑑定評価ではありません。ご相談内容等によりましては、お取り扱いできない場合があります。

建築・リフォームをご検討のお客さま

ご紹介にあたっては、「紹介依頼書」にご署名いただく必要がございます。当社によるご紹介後、ハウスメーカー・リフォーム業者との契約はお客さまにご検討いただくものであり、当社は紹介に関する責任は一切負いかねます。当社からのハウスメーカー・リフォーム業者のご紹介は、当社にて対象物件に関する融資をお約束するものではなく、また取引の成否が当社との今後の取引に影響することはございません。ご相談内容等によりまして、お取り扱いできない場合がございます。

■本資料について

- 本資料は2024年8月末日現在の情報を基に作成しております。作成時点における法令、その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取り扱いが変更になる可能性があります。
- 本資料は情報提供の一環として作成するものであり、その確実性・完全性に関して保証するものではありません。個別の法務・税務の取り扱い等については、弁護士、税理士等専門家や、最寄りの税務署にご確認・ご相談ください。
- 本資料の無断複製、複写、転載はご遠慮ください。

販売会社に関する情報

商号等:三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会

シニア向け住宅等の運営会社のご紹介について

お客さまからのご依頼に基づき、当社が業務提携契約を締結している有料老人ホーム等運営会社をご紹介させていただきます。当社が行うのは有料老人ホーム等運営会社のご紹介にとどまり、個別の施設に関する情報提供・入居相談等や有料老人ホーム等運営会社の業務の一部の代理または媒介行為を行うことはできません。本サービスはご紹介先の有料老人ホーム等運営会社とお客さまとのご入居契約等の成立を保証するものではありません。当社がご紹介した有料老人ホーム等運営会社と実際に契約をするか否かは、お客さまご自身においてご検討のうえでご判断いただくものであり、当社は一切責任を負いません。ご紹介先の有料老人ホーム等運営会社の運営施設への入居がなされなかったとしても、当社とお客さまとの取引関係に何ら影響を与えるものではありません。

スマートライフデザイナーに関してご注意いただきたい事項

●不正アプリ(偽アプリ)ダウンロード防止のため、本アプリは「App Store」「Google Play」からダウンロードしてください。●本アプリのダウンロードおよび利用は日本国内に限り、本アプリの利用可能時間や利用推奨環境は当社ホームページまたは各アプリストアの記載をご確認ください。●機能や特徴は、今後予告なく変更する場合があります。●App Storeは、Apple Inc.の商標です。●Google PlayはGoogle LLCの商標です。●掲載のアプリ画面は実際のものとは異なる場合があります。●インターネットバンキングへのログインや生体認証のご利用には事前設定が必要です。●Apple ロゴ、Face IDは、Apple Inc.の商標です。●Google PlayロゴはGoogle LLCの商標です。

公的年金・税務に関してご注意いただきたい事項

公的年金に関しては2024年8月末日現在の制度に基づいており、将来変更になる可能性がございます。個別のご相談につきましては、年金事務所または社会保険労務士などにご相談ください。税務に関しては2024年8月末日現在の税制に基づいており、将来変更になる可能性がございます。個別のご相談につきましては、所轄の税務署もしくは税理士などにご相談ください。

個人情報の取り扱いについて

ご記入いただきましたお客さまの個人情報につきましては、各種金融商品・信託商品・サービスのご相談に関する参考資料としてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。また、お客さまの同意がある場合を除き、第三者へ提供いたしません。三井住友信託銀行はお客さまの個人情報の適正な管理に努めます。

本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。



2024年10月1日
P2438-08